

交通事故・重度後遺障害者たちの闘い

もう泣き寝入りはしない

第2回 もの言えぬ被害者への理不尽

柳原三佳 ジャーナリスト

交通事故で重傷を負った被害者は、事故直後の現場に立ち会ってものを言うことができない。そうしたハンディを背負うなかで、加害者の嘘、警察や保険会社の理不尽な対応、裁判官の誤った判断によって、二重、三重に苦しめられる。特に過失割合の問題は深刻だ。もし事実を取り違えられたまま重過失を問われたら、被害者は自賠責保険金すら減額され、生活していくことも困難になるのだ。

週刊ノンフィクション劇場
FACT! FACT!! FACT!!!

後藤雅博さん(44)から筆者に初めて手紙が届いたのは、1997年秋のことだった。

「先日のサンデープロジェクト、たいへん興味深く拝見いたしました。

実は、私自身も交通事故に遭い、重傷を負ってしまいました。特に、利き腕の右腕が動かなくなったのは、私の人生には致命的です。また、当日を含めて約1カ月間の記憶をなくしてしまいました。当然、相手の言い分ばかりが取り上げられ、たいへん難儀しております。でも、私はその路地を通ったことはありません。このまま相手の言い分だけが通るな

らば、それは私の人格を否定されるに等しいことです……」

事故発生から4年。友人に代筆を頼んだという手紙には、やり場のない憤りが切々と綴られていた。

この年、私は「こんな自賠責保険ならいらない」という連載記事を本誌で執筆していた。その後、テレビ朝日の「サンデープロジェクト」でも、交通事故被害者たちの過酷な現状を取り上げたのだが、実際に話を聞いてみると、後藤さんのケースも、かなり深刻なものだった。後藤さんは、97年当時の心境をこう振り返る。

感じる事ができるようになりました。この体験が、同じような被害者のために、少しでも役に立てば……」後藤さんは、7年間におよぶ闘いの日々を淡々と振り返った。

事故が起こったのは、93年11月20日、午前8時45分ごろのことだった。その朝、いつものように愛車の大型バイクにまたがった後藤さん(当時36)は、自宅から3キロほど離れた

場所にある倉庫へと向かっていた。途中、細い路地と鋭角に交わる交差点で、2ストラックと衝突。後藤さんは、脳挫傷、右足首開放性骨折、右腕神経叢損傷、鎖骨および肋骨骨

折、血肺の重傷を負い、意識不明のまま救急病院へ搬送された。

ICU(集中治療施設)のベッドの上で、抑制帯に縛りつけられていたときの一場面が、今もふと脳裏によみがえることがあるという。

「なんでベッドの上にいるんだろ? あれ、体が動かない、縛られているんだ。あれ、右腕も動かない」そして、長い空白の後、途切れた記憶の断片は手術室に飛ぶ。次に残っている記憶は、約1カ月後、弟が病室に小さなクリスマスツリーを持ってきてくれたことだった。

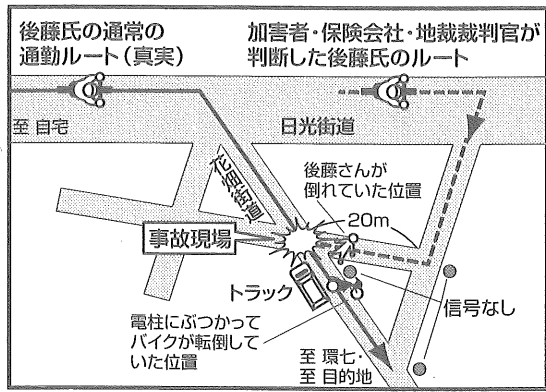
「いつごろから正気に戻ったのか、自分でもよくわかりません。脳挫傷の影響で、少なくとも1カ月くらいは意識障害を起こし、夢の中にいたようです。ただ、ベッドの上で目を覚ましたとき、私は自分が不幸のどん底にいることを知りました」

衝突の瞬間、生身の体を受けたダメージは、相当なものだった。

腕神経叢麻痺というこの障害は、腕の神経が脊髄から抜け落ちてしまうもので、バイク事故の被害者によく見られる特有の症状だ。神経が切断された場合は、切断面を接合すれば回復する見込みもあるが、脊髄から抜け落ちていた場合には、処置の

今年2月、被害者の支援団体が主催した「交通事故被害者への保険金未払いを考える会」で講演をする後藤雅博さん。事故から10年目、自分の体験が少しでも役に立てばと、今も地道な活動を続けている。撮影 中村史郎





自賠責保険の査定を行う自動車保険料率算定会(自算会)や保険会社は、事故翌年の6月、加害者側の言い分を全面的に採用し、「路地から飛び出した後藤さんのほうに重大な過失がある」と判断。そして、自賠責の傷害保険金120万円のうち、96万円しか支払えないと告げてきたのだ。「重過失減額」という判断だった。自賠責保険は通常、被害者の過失が7割未満なら過失相殺せずに全額支払われる。しかし、被害者の過失が7割以上になると、傷害保険金の20%がカットされるのだ。この判断に納得できなかった後藤

さんは、兄の助けを借りながら自賠責保険に「異議申し立て」を繰り返したが、保険会社から返ってくる答えは、以下のような簡単な文書(B5サイズ2枚)だけだった。〈本件は、停止していた状態にあるA車(トラック)に後藤車が衝突したものであり、後藤車の過失は7割を大きく超えると判断されました。後藤車は、花畑街道に進入する際に、一時停止を怠り、前方不注意のまま走行したため、おりしもバックするため停止していたA車に衝突したものと認められ、その過失は、非常に大きいものと判断します〉なぜこうなるんだ……。

「原告(後藤氏)の供述は不自然。原告車が本件道路を走行していなかったとまで認めることはできない」と一蹴。加害者側の主張を全面的に採用し、後藤さんにトラックの修理代約30万円と訴訟費用を支払うよう命じた。判決文はB4の用紙5枚だけの薄っぺらなものだった。「あっさり」と、本当にあっさりとは負けてしまいました。なんで現場も見ないで、こんな判断ができるんだ。このときはばかりは能天気な私も本当に弱りました。行動も捨て鉢になっていたのでしょうか、ある日、兄に『あんな卑怯なやつらの思いどおりになっていいのか!』と、張り倒されてしまいました。愛情を感じながらも感謝の気持ちを素直に出せず、「ちくしょう、全部ケリをつけたら引っぱたき返してやるからな!」。そう言い返したことを覚えています」その日から、後藤さんは、弁護士だけに

お買い得情報!

靈芝

日本をはじめ、アメリカ・中国の州、国立大学にて研究用靈芝として使用されている最高級品です。

長期愛飲者にこそ自信を持ってお勧めします。

信頼価格

1kg(10ヶ月分) **30,000円**

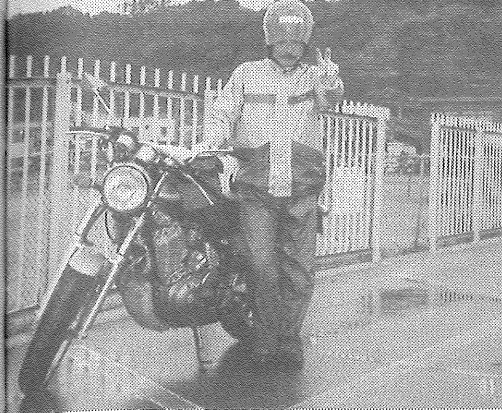
500g 17,000円(各税込)

第一薬産株式会社

〒506-0003 岐阜県高山市本母町59

☎0120-32-0963

事故に遭う前の後藤さん。バイク歴は20年、休日は全国各地を自由にツーリングするのが趣味だったが、事故で右腕に麻痺が残ったためバイク免許は返納した



しようがないという。それでも後藤さんは、少しでも腕が動くようになればと、肋間神経移行術という手術を受けた。肋間神経を上腕の筋肉につなげて、腕を曲げる運動を可能にするためのものだ。「胸を体の中心線に沿って切り下げ、肋骨が見えるまで皮膚と肉をはがし、肋間神経を取り出す。その神経を胸の上部、肩を通して上腕の筋肉につなぐ。麻酔から覚めたときの痛さといったらありませんでした」さらに、手術後のリハビリ訓練も想像以上にハードだった。「使ったことがない神経で筋肉を動かそうとするのですから、簡単ではありません。腕の神経に計器をつないで、ただひたすらに力むという訓練を1カ月近く続けましたが、私の場合は、上腕の筋力が増大せず、結局失敗に終わってしまったのです」開放骨折していた右足の手術も行った。足首の関節の骨が部分的に欠損していたので骨盤から骨を移植。その結果、可動域は多少広がったが、今もスキー靴を履いているような感覚からは脱却できないという。また、脳挫傷の影響も深刻だった。「入院中は、目の焦点が合わず、物が二重に見えました。平坦な歩道でも、やっとの思いで歩いていました。記憶力の低下も顕著で、二つの作業を同時に進めることも難しくなっていました」

後藤さんは医師に相談し、言語療法室でリハビリ訓練も受けた。短い物語を朗読することから始まり、それを記憶して再現したり、人の顔写真と名前を記憶する訓練などのメニューを少しずつこなしていった。一瞬の事故が、それまで健康だった一人の人間の身体と人生を破壊してしまおう……。

「事故の記憶はありませんでしたが、現場の状況を見て私は加害者の嘘を確信しました。いつもどおり、花畑街道を直進していたはずなのです」後藤さんに対する警察の調べや現場検証は、このときまだ一度も行わ

現場も見ないで、なんでこんな判決が

「事故の記憶はありませんでしたが、現場の状況を見て私は加害者の嘘を確信しました。いつもどおり、花畑街道を直進していたはずなのです」後藤さんに対する警察の調べや現場検証は、このときまだ一度も行わ

やなぎはら・みか ●1963年、京都市生まれ。雑誌編集者を経て独立。著書に『このか自動車保険』(朝日新聞社)、『交通事故鑑定人』(角川書店)、『裁判官を信じるな!』(宝島社)、『示談交渉人裏ファイル』(情報センター出版局)など。

<http://www.mika-y.com>

進中、トラックは右折中の衝突だ、それは間違いない。トラックの前面にやわらかいへこみがあるだろう？これは明らかに人の体がぶつかった痕跡だ。私はこの結果、自分の主張に確信を持ち、高裁でもう一度頑張ろうという気力を得たのです」

後藤さんはさらにその鑑定を裏付けるため、現場を計測し、自動車メーカーから事故車の図面を取り寄せ、裁判官を納得させるための数々の資料を自分で作製した。現状を訴える陳述書も書いて裁判所に提出した。

左手だけでパソコンのキーボードを打つため時間がかかったが、それでもコツコツと作業を続けた。

一方、私はそんな後藤さんの取り組みを間近で見ながら、警察の捜査に大きな疑問を感じていた。これほどの重傷事故でありながら、なぜ事故から4年もたつて被害者立ち会ひの実況見分を行わないのか。

そして、98年4月10日号の本誌で、後藤さんの事件について取り上げた。「その記事が出た直後でした、検察から事情を聴きたいと連絡があったのです。担当検事は、週刊朝日の記事を見て、警察が慌てて捜査を始めたようだと話していました」

業務上過失傷害罪の時効は、5年。

つまり、この時点で時効まであと6カ月しか残っていないかった。しかし、後藤さんは、ようやく動きだした警察に、最後の望みをかけていた。警察と検察のラストスパートは、驚くほどの速さで進んでいた。事情聴取、現場検証、事故車と同型車をつき合わせての再検証、科学捜査研究所による事故鑑定……。警察は事故直後、事故車や現場の写真を一枚も撮っていないため、後藤さん

鑑定書提出。加害者はついに頭を下げた

その後、さらに事件は急展開する。加害者は当初、起訴事実を否認していたが、科捜研の鑑定書が提出されると同時に、反論を断念。刑事裁判の4回目の法廷で、これまでの主張をすべて撤回し、傍聴席に向かつて、「後藤さん、申し訳ありませんでした」と頭を下げた。

そして99年12月、検察の求刑どおり「禁固8カ月、執行猶予3年」の有罪判決が確定した。

一方、同時進行していた東京高裁での民事裁判は、加害者が全面的に罪を認めたことを受け、一審判決を撤回。判決文の中では、後藤さんが花畑街道を直進していたと認定し、

の兄弟が入手していた写真が鑑定の決め手になった。「いったいこの4年半、警察は何をしていたんだ」という憤りも感じたが、それよりも後藤さんは、真実究明に一歩ずつ近づいていることがなにより嬉しかった。

その年の11月18日、加害者は業務上過失傷害罪で起訴された。起訴状には、後藤さんが花畑街道を直進していたと明記されていた。時効のわずか2日前のことだった。

2000年3月、加害者に約6千万円の損害賠償金を支払うことを命じる逆転判決を下したのだった。

双方の判決確定後、後藤さんはさらにこの事故の目撃者である加害者の息子に対し、慰謝料を求めめる訴えを起こした。事故直後から「バイクが路地を猛スピードで走ってきた」と虚偽の証言を繰り返してきた息子は、後藤さんの請求に素直に応じ、まもなく100万円を支払うことで和解が成立。この時点で、事故から約7年が経過していた。

「実は、加害者はトラックに任意保険をかけていませんでした。だから親子で嘘をついたのでしょう。最後

には謝罪し、賠償金を全額支払ってきましたが、当時の苦しみを思うととても許せる心境にはなれません」後藤さんは3年前、「自賠責全国被害者の会」を立ち上げた。理不尽な過失割合の押しつけに苦しむ被害者の支援活動を、自分にできる範囲で行っていきたいと思ったからだ。つい先日、身寄りのない60代の被害者から連絡を受け、病院に見舞った。話を聞いてみると、なぜか意識不明の間に自分の供述調書ができあがっており、保険会社から一方的な過失を問われているのだという。後藤さんは訴える。「今の世の中には、適正な事故処理」というベルトコンベヤーから落ちた被害者を救済する道がないんですね。自分がそこから落ちていて、あるいは落とされていることに気づかない人も相当いるでしょう。まずは被害者側が十分な知識を持つことが必要ですが、じゃあ、いったいどうすればいいのかというと、今のところ私にもその方法はわかりません。ただ、警察には、現場に立ち会えない被害者の代わりにしっかりと捜査をして記録を残してもらいたい。でなければ、いざというとき、被害者が闘う材料は何もないのです」(つづく)